

# 理容所・美容所の手引き

大分市保健所 衛生課

令和 8 年 7 月

# 目次

## 1.理容所・美容所の開設届出手続き

|                        |   |
|------------------------|---|
| (1) 開設までの流れ .....      | 1 |
| (2) 開設の届出に必要な書類等 ..... | 2 |
| (3) 構造設備の基準 .....      | 3 |
| (4) 衛生措置の基準 .....      | 3 |

## 2.変更・廃止等の各種届出

|               |   |
|---------------|---|
| (1) 変更届 ..... | 4 |
| (2) 廃止届 ..... | 4 |

## 3.営業の承継 .....

5

## 4.理容所・美容所の重複開設 .....

5

## 5.理容・美容の出張業務 .....

6

## 6.消毒方法 .....

7

## 7.理容師・美容師免許及び管理理容師・美容師資格認定講習会問合せ先 .....

7

## I. 理容所・美容所の開設届出手続き

理容行為や美容行為を行うための施設を開設するには、構造基準に適合する施設ごとに、事前に保健所に開設届の提出を行い、確認を受ける必要があります。

### (I) 開設（営業開始）までの流れ

|              |                                                                            |
|--------------|----------------------------------------------------------------------------|
| 事前相談         | 施設付近の地図や構造設備等の図面をお持ちのうえ、事前に保健所へご相談ください。<br>開設に必要な手続きの説明と、構造設備等の確認をします。     |
| ↓            |                                                                            |
| 開設届出         | 開設届出に必要な書類(P.2 参照)を保健所窓口にご提出ください。<br>施設への立入検査の日程を調整します。                    |
| ↓            |                                                                            |
| 施設検査         | 施設が構造設備基準等(P.3 参照)に適合していることを確認するため、保健所職員による立入検査を行います。                      |
| ↓            |                                                                            |
| 検査確認済証<br>交付 | 施設が構造設備基準に適合していれば、1週間程度で検査確認済証を交付します。<br>保健所の窓口にて、検査確認済証を受領してください。         |
| ↓            |                                                                            |
| 営業開始         | 理容師法・美容師法を遵守し、適正な衛生管理を行ってください。<br>施設の見やすい場所に「検査確認済証」「理容師・美容師の情報」を掲示してください。 |

### 『検査確認済証』等の掲示について

以下のものを利用者の見やすい場所に掲示してください。

- ☐ 理容所・美容所検査確認済証
- ☐ 理容師・美容師の氏名及び免許証番号、又は免許証
- ☐ 管理理容師・管理美容師の氏名及び講習会の修了証書の番号、又は修了証書<sup>(注)</sup>

(注) 管理理・美容師を置かなければならない理容所・美容所についてのみ

## (2) 開設届出に必要な書類等

以下の書類等を揃え、保健所窓口に提出してください。提出部数：1 部

※届出書類の控えが必要な場合は、2 部ご提出ください。（1 部に受付印を押印してお返しします。）

### ① 理容所開設届／美容所開設届

保健所窓口で配布しています。

### ② 施設の平面図

設備の配置がわかる平面図を提出してください。

### ③ 理容師・美容師全員の免許証のコピー

原本照合のため、免許証の原本を提示してください。

### ④ 理容師・美容師全員の医師の診断書

「結核・感染性皮膚疾患の有無」に関するもの。

### ⑤ (理容師・美容師が2名以上従事する場合) 管理理容師・管理美容師 資格認定講習会の修了証書のコピー

原本照合のため、免許証の原本を提示してください。

### ⑥ (開設者が外国人の場合) 国籍の記載のある住民票の写し ※コピー不可

### ⑦ (開設者が法人の場合) 登記事項証明書 ※コピー可

法人番号又は会社法人等番号がわかる場合は、添付の省略が可能です。

### ⑧ 理容所・美容所検査手数料

16,700 円（現金） ※開設届出時に必要です。

### (3) 構造設備の基準

| 項目        | 基準                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                      |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|           | 理容所                                                                                                                                                                                          | 美容所                                                                                                                                                                                                                  |
| 外部等との区分   | 隔壁等により、外部や住居等と完全に区分し、作業室及び客の待合所を設けること。                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                      |
| 作業室の床面積   | <input type="checkbox"/> 理容イス 2 台以下：13 ㎡以上<br><input type="checkbox"/> 理容イス 3 台以上：13 ㎡に理容イス 1 台を増すごとに 4 ㎡を加えた面積以上<br>(例) 5 台の場合、 $13\text{㎡} + (4\text{㎡} \times 3\text{台}) = 25\text{㎡}$ 以上 | <input type="checkbox"/> 美容イス 4 台以下：13 ㎡以上<br><input type="checkbox"/> 美容イス 5 台以上：13 ㎡に美容イス 1 台を増すごとに 3 ㎡を加えた面積以上<br>(例) 6 台の場合、 $13\text{㎡} + (3\text{㎡} \times 2\text{台}) = 19\text{㎡}$ 以上<br>※シャンプーイスは美容イスに含みません。 |
| 待合所       | 固定されたついたて等で作業室と区画し、床面積は 2 ㎡以上とすること。                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                      |
| 床・腰板      | コンクリート、タイル、リノリウム、板 等の不浸透性材料を使用すること。                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                      |
| 天井の高さ     | 作業室、待合室の天井の高さは床面から 2.1m 以上とすること。                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                      |
| 採光・照明     | 作業面の照度を 100 ルクス以上とすること。                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                      |
| 換気装置      | ・施設の規模に応じた性能を有する換気装置を設けること。<br>・施設内の空気 1L 中の炭酸ガスの量を 5 ㎤以下 (5000ppm 以下) に保つこと。                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                      |
| 洗浄設備・洗髪設備 | 作業室に、手指・器具等の洗浄のための流水式の設備及び洗髪のための流水式の設備を設けること。                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                      |
| 消毒設備      | 定められた消毒方法を行える消毒設備を設けること。                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                      |
| 収納容器      | 器具及び作業衣等を消毒済みのものと未消毒のものに区別して収納できる容器を備えること。                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                      |
| ごみ箱       | ふた付きの汚物箱及び毛髪箱を備えること。                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                      |
| 防虫・防そ     | 施設には、防虫及び防そ設備を設けること。                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                      |
| 便所        | ・客の利用しやすい場所に便所があること。<br>・施設内に便所を設けるときは、常に清潔に保つこと。                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                      |

### (4) 衛生措置の基準

|         |                                                 |
|---------|-------------------------------------------------|
| 理容所・美容所 | 皮ふに接する布片及び器具は、清潔に保つこと。                          |
|         | 皮ふに接する布片は、客 1 人ごとに取替え、皮ふに接する器具は、客 1 人ごとに消毒すること。 |
|         | 手指は、常に清潔に保つこと。                                  |
|         | 顔面作業の際は、マスクを使用すること。                             |
|         | 作業衣及び作業に使用する布片 (作業衣等) は、清潔なものを使用すること。           |
|         | 皮膚等に悪影響を及ぼすおそれのある化粧品等を使用しないこと。                  |
|         | 器具及び作業衣等の消毒薬は、適切な方法で保存し、使用の際は随時取り替えること。         |
| 理容所     | 顔そり用石けんは、客 1 人ごとに取替えること。                        |

## 2. 変更・廃止等の各種届出

### (1) 変更届

理容所・美容所の届出後、以下の項目に変更があった場合は、すみやかに「開設届出事項変更届」に必要な書類を添付して保健所に提出してください。

| 届出事項           | 変更の内容                                                                                                   | 備考(添付書類等)                                                                                                                                                                                               |
|----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 名称             | 理容所・美容所の名称                                                                                              | 検査確認済証の書換えを希望する場合は、別途、再交付申請(現在の検査確認済証(原本)を添付)をしてください。                                                                                                                                                   |
| 開設者の情報         | <b>【個人】</b><br>氏名、住所<br><br><b>【法人】</b><br>名称、所在地、代表者<br><br>※開設者自体が変わる場合は、「新規開設届」もしくは「地位承継届」の手続きが必要です。 | ○個人開設者の姓名の変更の場合<br>戸籍事項証明書等(変更内容を確認できるもの)を持参してください。<br><br>○法人の場合<br>履歴事項全部証明書*のコピーを添付してください。<br>*法人番号(会社法人等番号)がわかる場合は、添付省略可能です。                                                                        |
| 構造設備           | ※変更内容によっては、新規となる場合があります。                                                                                | 構造設備基準に適合する必要があるため、 <u>必ず工事の着工前に</u> 図面を持参し、保健所にご相談ください。                                                                                                                                                |
| 管理理容師<br>管理美容師 | 氏名、住所                                                                                                   | 管理理容師・管理美容師の資格認定講習会修了証書の原本とコピーを持参してください。                                                                                                                                                                |
| 理容師・美容師        | 理容師・美容師の採用、退職<br>氏名(姓名)                                                                                 | ○新たに理(美)容師を採用した場合<br><input type="checkbox"/> 「理(美)容師免許証」の原本とコピー<br><input type="checkbox"/> 医師の診断書(結核、感染性皮肤病疾患の有無に関するもの)<br><br>○姓名の変更の場合<br>姓名書換え後の理(美)容師免許証の原本とコピー又は戸籍事項証明書等(変更内容を確認できるもの)を持参してください。 |

【新規での開設届手続きが必要となる場合】

- ・ 移転をする場合
- ・ 既許可営業施設で、大規模な増改築、移転等をする場合

### (2) 廃止届

営業を廃止したときは、すみやかに届出を提出してください。

※検査確認済証(原本)を添付してください。

### 3. 営業の承継

事業譲渡、法人の合併や分割、相続の場合は、地位承継の手続きを行うことにより、営業を引き継ぐことができます。「開設者地位承継届」に下記の書類を添付し、保健所に申請してください。

また、検査確認済証の再交付を希望される場合は、別途、再交付申請（現在の検査確認済証（原本）を添付）が必要です。

| 承継の事由 | 添付書類                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業譲渡  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業譲渡が行われたことを証する書類</li> <li>・譲受人が法人の場合は、譲受する法人の登記事項証明書*のコピー<br/> <small>*法人番号又は会社法人等番号がわかる場合は、添付の省略が可能です。</small></li> </ul>                                                                                                                   |
| 合併・分割 | <p>&lt;合併の場合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書*のコピー</li> </ul> <p>&lt;分割の場合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・分割により営業を承継した法人の登記事項証明書*のコピー</li> </ul> <p><small>*法人番号又は会社法人等番号がわかる場合は、添付の省略が可能です。</small></p>              |
| 相続    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・(1)又は(2)の書類 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)被相続人の死亡を証明する戸籍謄本又は除籍謄本、相続人の全員の戸籍謄本<br/> <small>※被相続人が死亡した日以後の証明日のものがが必要です。</small></li> <li>(2)法定相続情報一覧図の写し（法務局より交付されたもの）</li> </ul> </li> <li>・相続人が2人以上の場合は、届出者以外の相続人全員の同意書</li> </ul> |

### 4. 理容所・美容所の重複開設

下記の条件を両方満たせば、同一の場所で理容所及び美容所を開設することができます。

- ①理容所及び美容所に必要な衛生上の要件をいずれも満たすこと。
- ②施術者全員が理容師・美容師両方の資格を有する方のみの施設であること。

※重複開設を行う場合は、理容所・美容所それぞれについて開設届を提出する必要があります。

詳しくは、保健所へお問合せください。

## 5.理容・美容の出張業務

理容師・美容師は、理容所・美容所以外の場所で理容・美容の業務を行ってならないとされていますが、以下の場合は理容所・美容所以外の場所で理容・美容の業務を行うことができます。その場合は事前に保健所へ「(理容・美容)出張業務届出書」の提出が必要です。

出張業務を行う場合においても、理容所・美容所での施術時と同様の衛生措置を講じてください。

なお、大分市外でも出張業務を行う場合は、管轄の保健所に別途届出を行ってください。

### 【理容所・美容所以外の場所で業務を行うことができる場合】

#### ① 利用者が在宅の場合

疾病や事故等により概ね1カ月以上にわたり寝たきり或いは自力では起床できない状態にあって、当面その状態が続くことが見込まれ、業務の必要があると認められる者。なお、主治医が治療に当たっている在宅患者については、事前にその主治医の了解を得ること。

#### ② 利用者が入院の場合

入院中の医療機関等に理・美容所が設置されておらず、かつ前項の状態にある入院患者。なお、事前に当該医療機関等の長の承諾を得ること。

#### ③ 利用者が入所の場合

生活保護施設、婦人保護施設、児童福祉関係施設、身体障害者福祉関係施設、老人福祉関係施設、知的障害者福祉関係施設等に入所している者のうち、やむを得ない理由により理・美容所に来ることができない者。なお、事前に当該施設の長又は管理者の承諾を得ること。

#### ④ 利用者が収容の場合

刑務所、警察署、留置場等司法関係機関の施設に収容されている者。

#### ⑤ 婚礼その他儀式に参列する者に対してその儀式の直前に理容・美容を行う場合

#### ⑥ その他の場合

演芸、公演等の出演者であり、出演の直前に美容行為を受ける者。

- 出張業務届出書の有効期間は5年間です。有効期間後も継続する場合は、有効期間が切れる前に「出張業務届出書」を再度提出してください。
- 出張業務を行ったときは、出張業務記録簿に記録し、2年間保存してください。

## 6.消毒方法

器具を十分に洗浄した後、器具の種類に応じていずれかの方法で消毒を行ってください。

### 【直接肌に接するカミソリ（血液が付着又はその疑いのある器具）】

|            |                                        |
|------------|----------------------------------------|
| 煮沸         | 沸騰してから2分間以上煮沸する。                       |
| エタノール      | 76.9～81.4%のエタノール液（消毒用エタノール）中に10分間以上浸す。 |
| 次亜塩素酸ナトリウム | 0.1%の次亜塩素酸ナトリウム液（100ppm）中に10分間以上浸す。    |

### 【その他の器具（はさみ、くし、ブラシ等、血液が付着している疑いのない器具）】

|               |                                                                     |
|---------------|---------------------------------------------------------------------|
| 紫外線照射         | 1 cm <sup>2</sup> 当たり85マイクロワット以上で連続20分間以上照射する。                      |
| 煮沸            | 沸騰してから2分間以上煮沸する。                                                    |
| 蒸気            | 80℃をこえる蒸気に10分以上触れさせる。                                               |
| エタノール         | 76.9～81.4%のエタノール液（消毒用エタノール）中に10分間以上浸す 又は 綿やガーゼに湿らせて表面をふく。           |
| 次亜塩素酸ナトリウム    | 0.01～0.1%の次亜塩素酸ナトリウム液（100～1000ppm）中に10分間以上浸す。                       |
| 逆性石ケン液        | 0.1～0.2%の逆性石ケン液（塩化ベンザルコニウム又は塩化ベンゾトニウム）中に10分間以上浸す。                   |
| グルコン酸クロルヘキシジン | 0.05%のグルコン酸クロルヘキシジン液中に10分間以上浸す。                                     |
| 両性界面活性剤       | 0.1～0.2%の両性界面活性剤液（塩酸アルキルポリアミノエチルグリシン又は塩酸アルキルジアミノエチルグリシン）中に10分間以上浸す。 |

## 7.理容師・美容師免許及び管理理容師・美容師資格認定講習会問合せ先

○理容師・美容師免許証の交付申請や書換え、再交付について

公益財団法人理容師美容師試験研修センター

〒151-8602 東京都渋谷区笹塚 2-1-6 JMFビル笹塚 01（8F）

TEL 03-5579-6878 <免許申請に関すること>

○管理理容師・美容師講習会について（講習会の日程等はセンター本部のホームページにも掲載されています。）

公益財団法人理容師美容師試験研修センター 九州ブロック事務所

〒812-0044 福岡市博多区千代 1-2-4 福岡生活衛生食品会館 3 階

TEL 092-632-4501

大分市保健所 衛生課 生活衛生担当班  
〒870-8506 大分市荷揚町 6 番 1 号  
TEL 097-536-2854  
FAX 097-532-3490